

平成 27 年度第 1 回流山市文化財審議会会議録

1 開催日時

平成 27 年 10 月 8 日(木)13 時 30 分～17 時 00 分

2 場 所

流山市立中央図書館会議室

現地視察：流山 2 丁目閻魔堂・西平井石碑保管庫

鱈ヶ崎三本松古墳・松ヶ丘 1 号型街路灯

3 議 題

(1) 平成 27 年度流山市文化財保護事業実施状況及び今後の予定について

(2) 鱈ヶ崎三本松古墳の調査について

(3) 流山市指定文化財候補について

現地視察：流山 2 丁目閻魔堂・西平石碑保管庫

鱈ヶ崎三本松古墳・松ヶ丘 1 号型街路灯

(5) その他

4 出席委員

古谷会長、鎧副会長、小川委員、下津谷委員、
日塔委員、松浦委員、常木委員、牧野委員

5 欠席委員

武田委員、西委員

6 事務局員

直井生涯学習部長

小栗図書・博物館長、阿部図書・博物館次長

増崎学芸係長、北澤主任学芸員、小川主任学芸員

7 傍聴者

なし

8 意見参考人

藤岡松ヶ丘自治会長（松ヶ丘 1 号型街路灯関連）

9 平成 27 年第 1 回文化財審議会議事録

（阿部次長）

本日は大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。
ございます。

本日、司会進行をさせていただきます、図書・博物館次長の阿部
でございます。よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局職員の紹介をいたします。

小栗館長お願いします。

～職員自己紹介～

（阿部次長）

それでは、ただいまから、平成 27 年度第 1 回流山市文化財審議会
を開会いたします。

会議開催に先立ちまして、お手元にお配りしました資料の確認をお
願います。まず、式次第、出席委員名簿、それと過日に郵送いたし
ました会議資料ご用意ください。

審議会会議録はホームページで公開が義務付けられておりますので、
会議録作成のためご発言の録音させていただきます。ご了承ください。
ここで、教育委員会を代表いたしまして、直井部長から御挨拶させて
いただきます。部長お願いします。

～部長挨拶～

（阿部次長）

部長ありがとうございました。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

流山市文化財審議会会長から、御挨拶を頂戴します。古谷会長お願
いいたします。

～古谷会長挨拶～

(阿部次長)

古谷会長ありがとうございました。

「流山市文化財の保護に関する条例」第7章第46条第1項の規程によりまして、会議の議長は会長に務めていただく事となっておりますので、ここからは会長に進行をお願いいたします。

(古谷会長)

議事進行に先立ち、事務局に出席委員数の報告を求めます。

(増崎係長)

本日の会議にきましては、委員10名のところ8名と過半数以上の出席をいただいておりますので、「流山市文化財の保財の保護に関する条例」第46条第2項により、会議が成立している事を申し添えます。

(古谷会長)

会議成立ということですので、次第により議事を進行させていただきます。

議題(1)「平成27年度流山市文化財保護事業実施状況及び今後の予定について」、事務局から説明願います。

(小栗館長)

議題(1)「平成27年度流山市文化財保護事業実施状況及び今後の予定について」ですが、文化財保護推進事業につきましては、増崎係長が、埋蔵文化財発掘調査関係事業につきましては、北澤主任学芸員が説明いたしますので、よろしく願います。

(増崎係長)

文化財保護推進事業について御説明いたします。

～文化財保護推進事業について資料を示しながら説明～

(北澤主任学芸員)

埋蔵文化財発掘調査関係事業について御説明いたします。

～埋蔵文化財発掘調査関係事業について資料を示しながら説明～

以上で、事務局の説明を終わります。

(古谷会長)

只今、事務局より説明のありました、議題(1)「平成27年度流山市文化財保護事業実施状況及び今後の予定について」、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(各委員からの質問はなし)

(古谷会長)

無いようですので、次の議題に移ります。

続きまして、議題(2)「鰯ヶ崎三本松古墳の調査について」を事務局より説明願います。

(小栗館長)

議題(2)「鰯ヶ崎三本松古墳の調査について」の説明につきましては、担当である北澤主任学芸員が説明いたしますので、よろしく願います。

(北澤主任学芸員)

本件のこれまでの調査成果と今後の予定について御説明します。

～鰯ヶ崎三本松古墳の調査について資料を示しながら説明～

(古谷会長)

只今、事務局から説明のありました、議題(2)「鰯ヶ崎三本松古墳の調査について」について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(松浦委員)

石碑は現地から移動しており、市文化財保護条例に基づくと現状変更届の提出が必要と思われるが、どのように対応しているのか。

(小栗館長)

担当課(西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所)に手続きを行うように調整を行っている。

(松浦委員)

石碑の所有権について伺いたい。

(小栗館長)

担当課である西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所から寄贈を受ける形となっていますが、その手続きは未了です。

(松浦委員)

石碑が指定された経緯を伺いたい。また漢文の解読が必要と思うが、見解を伺いたい。

(増崎係長)

古墳の指定は地形上の問題もあり見送ったが、石碑の調査を進めていく中で、碑の造立には幕末の著名な漢学者や書道家など、多くの方が関わっていたことが明らかとなりました。またこの石碑は江戸時代における文化財保護の証でもあります。これらを総合して指定になりました。

漢文の解読は何人かに依頼しているが、解釈にはそれぞれ違う点があります。特に文体が難しく、読み手による解釈の相違があります。

(松浦委員)

石碑の内容は、市民へ情報提供するべきではないのか。

(小栗館長)

博物館としては、今後解読した内容や情報の提供していく考えです。

(古谷会長)

他に御意見のある方、いらっしゃいますか。

無いようですので議題(2)「鰭ヶ崎三本松古墳の調査について」は、今後とも調査指導委員会の指導を仰ぎながら慎重に調査を進め、本審議会に調査成果を逐次報告しながら、業務を進めてください。

(小栗館長)

了解しました。御指示のように業務を進めさせていただきます。

なお、本件につきましては、この後、現地視察を予定しております。さらに、現地でお気づきのご意見を後ほどいただければと思います。

(古谷会長)

続きまして、議題(3)「流山市指定有形文化財候補について」を事務局より説明願います。

(小栗館長)

議題(3)「流山市指定文化財候補について」御説明いたします。

本日は、まず市指定候補として調査継続中の市内樹木について現在の経過をご報告します。

続きまして、市指定候補で調査継続中の流山2丁目閻魔堂の閻魔像と新たに市指定有形文化財候補として紹介いたします松ヶ丘1号型街路灯につきましては、現地で対象物件を実見いただきながら、報告・説明をさせていただきます。

では、市内樹木につきましてご報告させていただきます。

～市内樹木について資料を示しながら説明～

流山市には、流山緑化推進及び保全に関する条例がありますが、指定文化財になりますと、条例からは指定解除となります。なお、指定は市長が行います。

指定につきましては、庁内調整を行って進める必要がありますので、後日、改めて御報告いたします。

また、前回の会議以降ですが、思井の熊野神社、平和台の大宮神社、北の香取神社は指定樹林となっていることがわかりました。

(古谷会長)

只今、事務局より報告のありました、議題(3)の1件目、市内樹木について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(鑑委員)

松戸市には「松戸・木の会」という会があり、先日『ふるさとの巨樹・古木に逢いに行こう』(千葉県農林水産部・2008)という、マップを拝見いたしました。福性寺・銀杏は入っていましたが、これまで審議会で絞り込んだ保存樹木の8件は、マップに記載はありませんでした。

(小川委員)

この調査は過去の資料に基づいており、現地調査ではありません。どこまで現状に合っているか、わかりません。

(古谷会長)

熊野神社と大宮神社は私が宮司をやっておりますので、諏訪神社とまとめて進めたいと思います。

(下津谷委員)

補助金の件ですが、保存樹木と指定文化財の補助金額に違いはあるのですか。

(小栗館長)

みどり課が所管する保存樹木は1本当たり年3,000円程度、諏訪神社のような広大な社叢では、面積(m²/円)と換算になると思います。

指定文化財では上限100万円まで、事業費1/2となっております。また、交付は毎年ではなく、必要に応じて行っています。毎年か必要に応じてかの違いはあります。

(鎧委員)

松戸市では、指定樹木の補助金はかなり安いですが、年間2回の枝打ちなどで費用は4万円から6万円かかります。管理者の持ち出しとなるケースが多いため、指定を解除して欲しいという管理者もいます。当初よりも指定件数が減少しているとも聞いています。

保存樹木にしても市指定にしても、費用がかかることには変わりないので、管理者が樹木を思う気持ち次第という現状があります。

(小川委員)

資料の14頁1のコウヤマキの切断面ですが、ここから傷むので処置したほうがいいと思います。

処置の仕方ですが、銅板を嵌め込んだり、モルタルで処置する方法があると、樹木医から聞いています。

また、市の指定物件には臨機応変に補助金を交付してもらいたい。

(古谷会長)

他に御意見のある方、いらっしゃいますか。
無いようですので、事務局は市指定候補として今後も調整を進めてください。

(小栗館長)

了解しました。

(増崎係長)

現地視察の順路は、流山 2 丁目閻魔堂から、西平井石碑保管倉庫、鱈ヶ崎三本松古墳を經由いたしまして、松ヶ丘 2 丁目街路灯へと参ります。街路灯につきましては、松ヶ丘自治会館にて自治会代表のご意見を伺いながら引き続き審議を進行したいと思います。

正面玄関に公用車を用意しております。御準備のうえ、御乗車をお願いいたします。

* 流山 2 丁目閻魔堂現地視察

(小栗館長)

閻魔堂及び閻魔像について、これまでの調査経過をご報告します。

～流山 2 丁目閻魔堂調査経過について資料を示しながら説明～

(古谷会長)

只今、事務局より報告のありました、議題(3)の2件目、閻魔堂及び閻魔像についての調査報告について、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(小川委員)

閻魔像祭壇下の物入れの中に、文書や道具が入っているようである。歴史的資料や民俗的資料が発見できる可能性が高い。調査が必要である。

(日塔委員)

閻魔堂は閻魔像専用堂と考えられる。指定対象とすべく建築的調査が必要である。但し、堂内に私物が多くあり、調査に障害が出る。堂内外の整理必要です。

(小栗館長)

今後、先に武田委員からご意見をいただきました閻魔像の調査と小川委員からのご意見のありました閻魔像・閻魔堂の歴史・民俗的調査、さらに日塔委員からのご意見ありました閻魔堂の建築的調査を指定文化財への根拠資料を得るために実施ということによろしいでしょうか。

(各委員)

賛成。

(古谷会長)

他に御意見のある方、いらっしゃいますか。
無いようですので、事務局は市指定候補として今後も調査を進めてください。

(小栗館長)

事務局長の小栗です。了解しました。

西平井石碑保管倉庫

(北澤主任学芸員)

石碑の状態についての説明を行う。

(各委員)

現状のままで元に戻すのは難しい意見が多くあがった。
レプリカを作ることを考えた方がよいとの意見もあった。

(北澤主任学芸員)

レプリカ作成も視野に入れており、次年度に3D実測を実施する予定である。

処理方法・現地へ元に戻すことについては意見が分かれているので次回以降の検討事項としたい。

*** 三本松古墳現地視察**

会議資料をもとに現地での状況確認をおこなった。

* 松ヶ丘 1 号型街路灯現地視察

(増崎係長)

議題 (3) の 3 件目松ヶ丘 1 号型街路灯について御説明します。

～陽廣院駐車場で物件の資料を示しながら説明～

～松ヶ丘自治会館で自治会長からの意見聴取～

自治会長様からもご説明いただきましたように、松ヶ丘第 1 号街路灯については、地元自治会の皆様の保存・継承の意思は明らかであります。また、本市の都市化の歴史においても、今後重要な建造物となりえると判断されます。

以上の諸要件を勘案頂き、松ヶ丘第 1 号街路灯を市指定有形文化財候補とすることをお諮りいたします。

(古谷会長)

只今、事務局より説明のありました、議題 (3) の 3 件目、松ヶ丘第 1 号型街路灯を市指定有形文化財候補とすることについて、御意見のある方はいらっしゃいますか。

(日塔委員)

街路灯の設置年代が昭和 32 年 (1957) との説明がありましたが、その根拠は。

(増崎係長)

松ヶ丘自治会発行の「20 年のあゆみ」に掲載されている第一期の家並の写真に、街路脇に建てられた 1 号型街路灯が写っています。

同誌によれば第一期販売時期は昭 32 年と記載されています。

(小川委員)

松ヶ丘団地は、第一生命の当時の不動産部門である第一住宅建設協会が造成・販売したとのことなので、第一生命の社史や会社に発注書や契約書が残っていませんか。

(増崎係長)

現在の第一生命に直接不動産を販売する部門は無くなり、58 年前の資料を保管しているとは思われません。社史については調べてみます。

(小川委員)

同型の街路灯の施工例は、他にありませんか。

(増崎係長)

インターネット等で調べた限りでは、西では尾道、近くでは埼玉県見沼、新宿区の牛込あたりに所在しているようです。いずれも実見はしていません。市内では初石にやはり第一生命が造成した住宅地がありますが、街路灯が設置されていたとは聞いていません。

街路灯に明示された製造会社 2 社とも、現在はありませので詳細は不明ですが、おそらく高度成長期に建築材料としてコンクリートが万能視されていた時代に、金属より扱いやすく廉価な製品として一時期流行したタイプの街路灯ではないかと思われませんが、詳細は不明です。

(日塔委員)

寺院駐車場の街路灯は点灯しますか。電球の交換はどちらがおやりになるのですか。

(藤岡会長)

外部の明暗を自動的に感知し点・消灯します。電球の交換は自治会が行います。補足ですが、街路灯設置年代は「アサヒグラフ」昭和 32 年 3 月 24 日号の松ヶ丘団地の分譲販売の紹介記事にある、団地の航空写真でも確認できます。

(日塔委員)

市指定候補の要件としている、築 50 年経過は国登録有形文化財の要件です。それを準用する根拠はどこにありますか。

(増崎係長)

準用の根拠は、市の文化財保護条例その他関係規則、制度が、国の文化財保護の法体系と制度の元に整備されているので、国が文化財として認めるなら市としても可能ではないかと判断しました。

(日塔委員)

文化財の登録と指定では、その内容に相違があり、本件は市指定にはなじまないと思います。

まず、物件が建造物とするには、構造を伴った建築物ではない点、

移築され原位置を保っていない点などです。

本件の指定の趣旨は、記念碑的、モニュメント的意味合いが強いと思います。

国登録有形文化財の制度の初期には、本件のような物件も登録となっています。現在はハードルが高くなっているようですが、国登録の可能性を検討してみたらいかがでしょうか。

(増崎係長)

登録という方向も考慮しましたが、市の中には登録という枠組みがなく、市指定を考えました。

国登録の可能性があるなら、県教育委員会を通じ国に打診をしてみます。

(小川委員)

団地内に残っている街路灯についても指定・登録を検討すべきでは。

(増崎係長)

自治会からの要望では、駐車場に移築された街路灯のみでした。

団地内の街路灯については、実は所有権が明確ではありません。

街路灯としての管理は、設置の経緯上、自治会が行ってきたようですが、現在は道路工事や住宅建て替えに伴い障害となる街路灯は撤去されています。団地内の街路灯の現況は、劣化が著しく、物件ごとに様々な状態です。街路灯として利用されているもの、電話線の支柱として、庭木に囲まれ忘れ去られたものなどです。

これらを一括して指定あるいは登録するとなると困難が予想されます。

(藤岡会長)

自治会では、団地内の残った街路灯を保存・管理することは考えていません。駐車場に移築した物件以外は、老朽化が著しく、現状での保存や移築は難しいと思います。

他に御意見のある方、いらっしゃいますか。

無いようですので、事務局は住民の皆様の意向を充分にくんで、適切な対応をお願いします。

(小栗館長)

了解しました。

まず、国登録の可能性を確認するために県教育委員会を通じて国建造物調査官の視察を要請したいと思います。

(古谷会長)

次の議題に移ります。議題(4)「その他」について、事務局から説明願います。

(小栗館長)

事務局から、議題(4)「その他」については有りません。

事務局は議題が無いとのことですが、委員の皆さんから御意見ありませんでしょうか。

～質疑応答～

(古谷会長)

他に御意見のある方、いらっしゃいますか。

無いようですので、よろしければ、これにて平成27年度第1回文化財審議会を終了といたします。

(小栗館長)

皆様、長時間の御審議お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上をもちまして、平成27年度第1回文化財審議会を閉会させていただきます。